

令和3年6月定例教育委員会次第

日時：令和3年6月29日（火）
午前9時30分～午前11時30分
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

- | | |
|--------------------------------------|------------|
| 第13号議案 犬山市ICT活用教育研究委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第14号議案 犬山城管理委員会委員の委嘱について | (歴史まちづくり課) |
| 第15号議案 犬山市図書館協議会委員の任命について | (文化スポーツ課) |
| 第16号議案 犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について | (文化スポーツ課) |
| 第17号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について | (学校教育課) |
| 第18号議案 犬山市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について | (学校教育課) |

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

- | | |
|-------------------------------------|----------------|
| (1) 後援名義使用承認に関する報告 | (文化スポーツ課) No.1 |
| (2) 犬山市スポーツ表彰審査委員会委員の委嘱について | (文化スポーツ課) No.2 |
| (3) 令和3年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について | (学校教育課) No.3 |
| (4) 橋爪・五郎丸新子ども未来園建設事業の進捗状況の報告について | (子ども未来課) No.4 |
| (5) 令和3年6月定例議会について | (教育部) No.5 |
| (6) 犬山学び場「みらい」について | (学校教育課) No.6 |
| (7) 7月・8月行事予定表について | (学校教育課) No.7 |
| (8) 「犬山の教育施策2021 学びの学校づくり(概要版)」について | (学校教育課) No.8 |
| (9) いじめ防止に向けて | (学校教育課) No.9 |
| (10) 犬山市子ども・子育て会議委員の委嘱について | (子ども未来課) No.10 |

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第13号議案

犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市 ICT 活用教育研究委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年6月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度の犬山市 ICT 活用教育研究委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和3年度犬山市ICT活用教育研究委員会

(案)

委員名簿

| No. | 役職 | 区分 | 所属 | 職名 | 氏名 | 委嘱 |
|-----|--------|-------|----------|----------------|--------|------------|
| 1 | 委員 | 学校関係者 | 犬山中学校 | 校長会 会長 | 勝村 偉公朗 | 新規 |
| 2 | 委員 | 学校関係者 | 今井小学校 | 校長会 | 小竹 摩記 | 新規 |
| 3 | 委員 | 学校関係者 | 犬山南小学校 | ICT活用研究委員会 委員長 | 三輪 芳久 | 継続 (2期) |
| 4 | 委員 | 学校関係者 | 城東中学校 | ICT活用研究委員会 庶務 | 小室 武 | 継続 (2期) |
| 5 | 委員 | 学校関係者 | 犬山南小学校 | 犬山市立小学校 教員代表 | 鈴木 寛央 | 継続 (2期) |
| 6 | 委員 | 学校関係者 | 犬山中学校 | 犬山市立中学校 教員代表 | 神谷 惇己 | 継続 (2期) |
| 7 | 委員 | 学校関係者 | 犬山市教育委員会 | 派遣指導主事 | 加藤 浩子 | 新規 |
| 8 | 委員 | 市職員 | 犬山市 | 経営部情報政策課長 | 舟橋 正人 | 新規 |
| — | アドバイザー | 学識経験者 | 岐阜聖徳学園大学 | 岐阜聖徳学園大学教育学部教授 | 玉置 崇 | 継続 (2期) |

・設置目的（犬山市附属機関設置条例）

教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校における情報通信技術を活用した教育の普遍的な広がり及び教職員の指導力の向上を目的とし、その目的達成に向けた方針の策定、環境整備等に関する事項について協議及び審議する。

- ・人数：15人以内
- ・任期：委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日まで
- ・委員構成（犬山市ICT活用教育研究委員会規則第4条）
学識経験者、学校関係者、市職員
- ・女性比率：25.0%（8人中2人）

犬山市教育委員会第14号議案

犬山城管理委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山城管理委員会規則第2条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年6月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山城管理委員会委員を委嘱する必要があるからである。

犬山城管理委員会委員 名簿（案）

任期：令和3年7月25日～令和5年7月24日

| 職名 | 氏名 | 委員区分 | 所属等 | 備考 |
|----|--------|---------|---------------------------------|----|
| 委員 | 日比野良太郎 | 学識経験者 | 犬山商工会議所名誉会頭 | 継続 |
| 委員 | 長谷川 良夫 | 学識経験者 | 犬山市文化財保護審議会会長 | 継続 |
| 委員 | 成瀬 淳子 | 犬山城関係者 | (公財) 犬山城白帝文庫理事長 | 継続 |
| 委員 | 宮田 昭男 | 犬山城関係者 | (公財) 犬山城白帝文庫副理事長 (医) 宮田眼科理事長 | 継続 |
| 委員 | 三浦 知里 | 犬山市議会議員 | 犬山市議会議長 | 新規 |
| 委員 | 吉田 鋭夫 | 犬山市議会議員 | 犬山市議会民生文教委員会委員長 | 継続 |
| 委員 | 大沢 秀教 | 犬山市議会議員 | 犬山市議会建設経済委員会委員長 | 新規 |
| 委員 | 白水 正 | 学識経験者 | (公財) 犬山城白帝文庫歴史文化館館長 | 継続 |
| 委員 | 瀬口 哲夫 | 学識経験者 | 犬山市景観審議会会長 | 継続 |

(1) 設置について

- ・教育委員会の諮問に応じ、国宝犬山城天守及びその付近一帯の管理及び運営に関する事項について調査及び建議するために設置。
- ・委員は犬山城管理委員会規則第2条に基づき、教育委員会が委嘱する。
- ・委嘱期間は委嘱の日から2年。
- ・委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

(2) 委員会の開催について

- ・年2回程度開催。
- ・内容は年度ごとの事業や管理状況の報告とそれらに関する建議。

(3) 本委員会の女性比率

- ・22%

犬山市教育委員会第15号議案

犬山市図書館協議会委員の任命について

図書館法第15条並びに犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例第6条の規定により別紙のとおり任命するものである。

令和3年6月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市図書館協議会委員の任期満了に伴い、犬山市図書館協議会委員を任命する必要があるからである。

犬山市図書館協議会委員名簿（案）

任命を予定する委員

| NO | 氏名 | 所属・役職 | 選出区分 | 備考 |
|----|---|-----------------------------------|-------------------|----|
| 1 | 渡 ^{ワタナベ} 辺 ^{カハル} 孝 ^{カハル} 春 ^{カハル} | 犬山市小中学校代表 (楽田小学校校長) | 学校教育関係者 | 新規 |
| 2 | 宮 ^{ミヤタ} 地 ^チ 瑛 ^{エイ} 子 ^コ | 犬山市社会教育審議会委員 (婦人会連絡協議会会長) | 社会教育関係者 | 継続 |
| 3 | 古 ^{フルカワ} 川 ^{カワ} よ ^{ヨシ} し ^シ 子 ^コ | どんぐり文庫主宰 | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 継続 |
| 4 | 石 ^{イシ} 田 ^タ 民 ^{タミ} 子 ^コ | 犬山市立図書館ボランティア連絡会代表 (けるるんくっく代表) | 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 新規 |
| 5 | 山 ^{ヤマ} 住 ^{ズミ} 富 ^{トミ} 也 ^ヤ | 名古屋経済大学図書館館長 | 学識経験者 | 新規 |
| 6 | 小 ^{オホ} 幡 ^{ハタ} 章 ^{ショウ} 子 ^コ | 元皇学館大学教育学部教育学科助教 | 学識経験者 | 継続 |

【任期 2年（令和3年7月1日～令和5年6月30日まで）】
 〈男女比 男性33.3% 女性66.6%〉

1) 設置について

- 図書館法(昭和25年4月30日号外法律第118号)に基づき設置
- 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命
- 犬山市立図書館の設置及び管理に関する条例(平成2年6月30日条例第18号)に基づき、委員の定数及び任期その他必要な事項について定める
- 定数は10人以内
- 任期は2年
- 犬山市図書館協議会規則(平成2年9月25日教委規則第4号)に基づき協議会を開催
- 協議会に委員長及び副委員長を置く
- 協議会の会議は、委員長が招集

2) 役割

- 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに図書館の行う図書館奉仕につき館長に対して意見を述べる。
- 協議会を年2回(7月、2月)開催

犬山市教育委員会第16号議案

犬山市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法第30条並びに犬山市公民館の設置及び管理に関する条例第4条及び第5条の規定により別紙のとおり委嘱するものである。

令和3年6月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、犬山市公民館運営審議会委員の委嘱任期満了に伴い、犬山市公民館運営審議会委員を委嘱する必要があるからである。

○委嘱する犬山市公民館運営審議会委員

| | 氏名 | 役職等 | 新・継 | 委嘱根拠 |
|---|-------|------------------------------|-----|------|
| 1 | 永濱奈穂 | 犬山市立今井小学校教頭 | 新規 | 第1号 |
| 2 | 山田昌宏 | 犬山市文化協会会長 | 継続 | 第2号 |
| 3 | 尾関雅嗣 | 犬山音楽文化協会監査 | 継続 | 第2号 |
| 4 | 佐曾利吏佐 | 犬山子育てわいわい情報広場 ももっぴ スタッフ | 新規 | 第3号 |
| 5 | 水内智英 | 名古屋芸術大学 国際交流センター長/デザイン領域 准教授 | 新規 | 第4号 |

【委嘱期間 令和3年7月1日～令和5年6月30日】

〈男女比〉 男60% 女40%

1)設置について

- 社会教育法(昭和24年6月10日施行)第29条第1項及び犬山市公民館の設置及び管理に関する条例(昭和58年3月26日施行)に基づき設置。
- 委員の定数20名以内。
- 委員の任期2年。ただし再任を妨げない。
- 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2)役割

- 館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する。

3)審議会の開催について

- 年2回程度開催予定

犬山市教育委員会第17号議案

犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について

犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定により別紙のとおり委嘱するものとする。

令和3年6月29日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度の犬山市学校食育推進委員会委員を委嘱する必要があるからである。

令和3年度 犬山市学校食育推進委員会委員(案)

任期：委嘱日～令和4年3月31日

| No. | 区分 | 氏名 | 所属等 | 新規 継続 |
|-----|---------------|--------|------------------------------|------------|
| 1 | 医師会代表 | 榑原 吉峰 | 犬山市医師会代表 榑原こどもクリニック | 新規 |
| 2 | 薬剤師会代表 | 坂野 正勝 | 犬山市学校薬剤師代表 | 継続 (5期) |
| 3 | 保護者代表 | 谷 繁祐樹 | 城東小学校PTA会長 犬山市小中学校PTA連合会長 | 新規 |
| 4 | 保護者代表 | 青山 友代 | 東部中学校PTA会長 | 新規 |
| 5 | 学識経験者 | 倉橋 伸子 | 名古屋経済大学管理栄養学科 教授 | 継続 (5期) |
| 6 | 学校長代表 | 勝村 偉公朗 | 犬山中学校長 犬山市小中学校長会会長 | 新規 |
| 7 | 学校長代表 | 永屋 雅樹 | 犬山西小学校長 | 新規 |
| 8 | 教務主任代表 | 鬼田 聡 | 今井小学校教諭 | 新規 |
| 9 | 養護教諭代表 | 山城 愛 | 楽田小学校養護教諭 | 新規 |
| 10 | 学校給食担当教諭代表 | 高木 千聡 | 城東小学校栄養教諭 | 新規 |
| 11 | 栄養教諭・学校栄養職員代表 | 仙田 裕子 | 南部中学校学校栄養職員 | 新規 |

1) 設置について

- 犬山市附属機関設置条例に基づき犬山市学校食育推進委員会を設置する。
- 教育委員会の諮問に応じ、市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議する。
- 委員は20人以内とする。
- 委嘱期間は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の末日とする。
- 犬山市学校食育推進委員会規則に基づき、委員会を設置する。
- 委員会の委員は、学識経験者、医師会代表、薬剤師会代表、学校長代表、保護者代表、教務主任代表、栄養教諭・学校栄養職員代表、養護教諭代表、関係機関の職員から教育委員会が委嘱する。
- 委員会に、委員長を置く。
- 委員会は必要に応じて委員長が招集する。

2) 審議会の女性比率 45.5%

犬山市教育委員会第18号議案

犬山市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正について

犬山市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を別紙のように定めるものとする。

令和3年6月29日提出

犬山市教育委員会

教育長 滝 誠

(説明)

この案を提出するのは、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の改正により、規則の一部を改正する必要があるからである。

犬山市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部を改正する
規則

犬山市立学校管理規則の一部を改正する規則（平成31年教委規則
第5号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改
める。

附則第2項中「平成32年度」を「令和2年度及び令和3年度」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○犬山市立学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正のための新旧対照表

| 新 (改正後) | 旧 (改正前) |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項各号の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。</p> <p>2 令和2年度及び令和3年度における改正後の犬山市立学校管理規則第6条の規定の適用については、同条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定するスポーツの日(以下「スポーツの日」という。)」とあるのは「10月の第2日曜日」と、同項第2号中「スポーツの日」とあるのは「10月の第2日曜日」とする。</p> | <p>附 則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項各号の改正規定は、平成32年1月1日から施行する。</p> <p>2 平成32年度における改正後の犬山市立学校管理規則第6条の規定の適用については、同条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定するスポーツの日(以下「スポーツの日」という。)」とあるのは「10月の第2日曜日」と、同項第2号中「スポーツの日」とあるのは「10月の第2日曜日」とする。</p> |